

徳島県告示第三百五号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和元年八月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ三六番地	平成三十一年四月三十日
阿南中央病院	同 宝田町川原二番地	同